

青森県報

号外第六十六号

平成二十七年
七月六日
(月曜日)

目 次

条 例

職員の再任用に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………	(人事課) …… 二
青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) …… 三
青森県税条例等の一部を改正する条例……………	(税務課) …… 四
青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) …… 三

職員の再任用に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十号

職員の再任用に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(職員の再任用に関する条例の一部改正)

第一条 職員の再任用に関する条例(平成十二年十二月青森県条例第百六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)附則第十八条の二第一項第一号」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五十五号)附則第七条の三第一項第四号」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第八十四条第二項」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五十五号)第四十七条第二項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十一号

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年十二月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表中「障害厚生年金（）」の下に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四

年法律第六十三号）附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金及び同法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金を含む。」を加え、

「及び国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の規定による障害共

済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金」を削り、「遺族厚生年金（）」の下に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保

険法等の一部を改正する法律附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金及び同法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金を含む。」を

加え、「及び国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金の事由と同一の事由により支給される遺族基礎年金」を削

る。

附 則

1 この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

2 改正後の青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第五条の規定の適用については、当分の間、同条第一項の表中「同法第三十条の四の規定による障害基礎年金」とあるのは「同法第三十条の四の規定による障害基礎年金及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「改正前の国共済法」という。）又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号。以下「改正前の地共済法」という。）の規定による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金」と、「国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金」とあるのは「国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金及び改正前の国共済法又は改正前の地共済法の規定による遺族共済年金の事由と同一の事由により支給される遺族基礎年金」とする。

青森県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十二号

青森県税条例等の一部を改正する条例

（青森県税条例の一部改正）

第一条 青森県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十八号中「第七百五十条第六項」を「第七百五十条第五項」に、「第七百四十八条第一項の表第六号」を「第七百四十八条の表第

三号」に改め、同条第二項第三号中「第七百四十八条第一項並びに第七百四十九条第一項及び第三項」を「第七百四十八条及び第七百四十九条」に、「第七百四十八条第一項の表第五号」を「第七百四十八条の表第二号」に改める。

第三十五条第三項中「法人税法第二条第十二号の十八」を「法第二十三条第一項第十八号」に改める。

第三十六条第二項に次のただし書を加える。

ただし、同法第六十条の二から第六十条の四までの規定の例によらないものとする。

第四十九条第三項中「場合を除く。」の下に「又は第四百四十四条の三第一項（同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）」を加える。

第五十三条中「もの又は」を「もの若しくは同法第十二条第三項の控除の限度額で政令第九条の七第五項に規定するもの又は」に、「第九条の七第五項」を「第九条の七第六項」に改める。

第五十五条の十七中「あつては」を「おいて」に改め、「取り扱う者」の下に「があるときは、その者」を加える。

第六十条第一項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハの表中「百分の三・一」を「百分の二・五」に、「百分の四・六」を「百分の三・七」に、「百分の六」を「百分の四・八」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハ中「百分の六」を「百分の四・八」に改める。

第七十六条第一項中「行つた」を「行つた課税資産の譲渡等（）」に、「（同法その他）」を「のうち、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等並びに同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。以下この節において同じ。」及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他）」に、「を除く。以下」を「以外のものをいう。」

以下」に、「課税資産の譲渡等」というを「同じ」に、「すべて」を「全て」に改める。

第七十六条の二の見出し中「課税資産の譲渡等」の下に「又は特定課税仕入れ」を加え、同条中「本節」を「この節」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法律上特定課税仕入れを行つたとみられる者が単なる名義人であつて、その特定課税仕入れに係る対価の支払をせず、その者以外の者がその特定課税仕入れに係る対価を支払うべき者である場合には、当該特定課税仕入れは、当該対価を支払うべき者が行つたものとして、この節の規定を適用する。

第七十六条の三第一項本文中「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加え、同項ただし書中「及び」を「並びに」に改め、「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加える。

第七十六条の三の二第一項中「及び当該」を「並びに当該」に改め、「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加え、「以外の資産及び」を「以外の資産、」に改める。

附則第四条の三第一項中「又は証券投資信託」を「金銭の分配（同項に規定する金銭の分配をいう。以下この条において同じ。）又は証券投資信託」に改め、同項第一号中「剰余金の分配」の下に「金銭の分配」を加える。

附則第四条の七第一項中「平成三十九年度」を「平成四十一年度」に改める。

附則第六条の三第三項中「附則第六条の三第一項」を「附則第六条の四第一項」に改め、同条を附則第六条の四とし、附則第六条の二の次に次の一条を加える。

（未成年者口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例）

第六条の三 租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座（以下この項及び附則第八条の二の六第一項において「未

成年者口座」という。)を開設している個人について、同法第三十七条の十四の二第六項に規定する契約不履行等事由(以下この項及び附則第八条の二の六第一項において「契約不履行等事由」という。)が生じ、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等(同法第九条の九第一項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。)が同法第九条の九第二項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第二十五条第一項第六号及び第五十五条の十七の規定の適用については、これらの規定中「受けるべき日」とあるのは、「受けるべき日の属する年の一月一日」とする。

附則第八条の二第二項及び第八条の二の二第二項中「第三十七条の十四の三第一項」を「第三十七条の十四の四第一項」に改める。
附則第八条の二の六を次のように改める。

(未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第八条の二の六 未成年者口座を開設している個人について、契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第三十七条の十四の二第八項の規定の適用を受けたときは、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額を第五十五条の二十三に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、県民税の株式等譲渡所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十五条第一項第七号、第五十五条の二十六及び第五十五条の二十七の規定の適用については、同号中「特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは、「租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座を開設する個人で同条第六項に規定する契約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止(第五十五条の二十六及び第五十五条の二十七において「未成年者口座の廃止」という。)の日」と、第五十五条の二十六中「法第二十三条第一項第十六号に

規定する選択口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「未成年者口座の廃止の日」と、「に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該未成年者口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する金融商品取引業者等」と、第五十五条の二十七中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「未成年者口座の廃止の際」と、「年の翌年の一月十日（政令第九条の二十第一項各号に掲げる場合にあつては、同項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に規定する日）」とあるのは「月の翌月十日」とする。

附則第八条の六の二第一項中「同じ。」の下に「及び特定課税仕入れ（第七十六条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この項において同じ。）」を、「の課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加える。

附則第九条を削り、附則第八条の九を附則第九条とする。

附則第十八条中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「百分の三・一」とあるのは「百分の一・六」と、「百分の四・六」を「百分の二・五」とあるのは「百分の〇・九」と、「百分の三・七」に、「百分の二・三」を「百分の一・四」に、「百分の六」とあるのは「百分の三・一」を「百分の四・八」とあるのは「百分の一・九」に改める。

（青森県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 青森県県税条例の一部を改正する条例（平成二十五年十二月青森県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「同年十月一日」を「平成二十九年四月一日」に改め、附則第三項中「平成二十七年十月一日」を「平成二十九年四月一日」に、「及び同日」を「（特定資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）に該当するものを除く。以下同じ。）及び特定課税仕入れ（同法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下同じ。）並びに同日」に、「平成二十七年九月三十日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「行った課税資産の譲渡等及び」の下に「特定課税仕入れ並びに」を加える。

附則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中青森県県税条例附則第四条の七第一項の改正規定並びに第二条中青森県県税条例の一部を改正する条例附則第一項の改正規定及び同条例附則第三項の改正規定（「平成二十七年十月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める部分及び「平成二十七年九月三十日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める部分に限る。）は公布の日から、第一条中青森県県税条例第七十六条第一項、第七十六条の二、第七十六条の三第一項及び第七十六条の三の二第一項の改正規定並びに同条例附則第八条の六の二第一項の改正規定並びに第二条中青森県県税条例の一部を改正する条例附則第三項の改正規定（「平成二十七年十月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める部分及び「平成二十七年九月三十日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第十二項の規定は平成二十七年十月一日から、第一条中青森県県税条例第三条第一項第十八号及び第二項第三号、第三十六条第二項並びに第五十五条の十七の改正規定並びに同条例附則第四条の三第一項及び第六条の三第三項の改正規定、同条を同条例附則第六条の四とし、同条例附則第六条の二の次に一条を加える改正規定及び同条例附則第八条の二の六の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は平成二十八年一月一日から、第一条中同条例附則第八条の二第二項及び第八条の二の二第二項の改正規定並びに附則第四項の規定は平成二十九年一月一日から施行する。

- 2 第一条の規定による改正後の青森県県税条例（附則第十一項を除き、以下「改正後の条例」という。）第三十六条第二項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第五十五条の十七の規定は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「平成二十七年改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき平成二十七年改正法第一条の規定による改正前の地方税法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。

4 改正後の条例附則第八条の二第二項及び第八条の二の二第二項の規定は、平成二十九年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十八年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

5 改正後の条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成二十八年四月一日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

6 次項から附則第十項までに定めるものを除き、改正後の条例第六十条第一項及び第三項並びに附則第十八条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

7 改正後の条例第五十六条第一項一号イに掲げる法人（三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、施行日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度の改正後の条例第五十八条一号イに規定する付加価値額（当該事業年度が一年に満たない場合にあつては、当該事業年度の付加価値額に十二を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、曆に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。）で除して計算した金額。以下「調整後付加価値額」という。）が三十億円以下であるものについては、改正後の条例附則第十八条の規定により読み替えられた改正後の条例第六十条第一項一号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について平成二十七年改正法附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第七十二条の二十五の規定によって納付すべき事業税額、新法第七十二条の二十八の規定によって納付すべき事業税額又は新法第七十二条の二十九の規定によって納付すべき事業税額（以下「事業税額」という。）から控除する。

- 一 当該事業年度の改正後の条例第五十八条第一号イに規定する付加価値額（当該付加価値額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。以下「課税標準付加価値額」という。）に、平成二十八年三月三十一日現在における第一条の規定による改正前の青森県県税条例（以下「改正前の条例」という。）第六十条第一項第一号イに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）
- 二 当該事業年度の改正後の条例第五十八条第一号ロに規定する資本金等の額（当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた額とする。以下「課税標準資本金等の額」という。）に、平成二十八年三月三十一日現在における改正前の条例第六十条第一項第一号ロに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）
- 三 当該事業年度の改正後の条例第五十八条第一号ハに規定する所得を改正後の条例第六十条第一項第一号ハの表の上欄に掲げる金額の区分によって区分した金額（当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における当該区分に應ずる改正前の条例附則第十八条の規定により読み替えられた改正前の条例第六十条第一項第一号ハの表の下欄に掲げる税率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）
- 8 改正後の条例第五十六条第一項第一号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に四十億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を二十億円を除いて得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除する。

9 改正後の条例第五十六条第一項第一号イに掲げる法人（三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、調整後付加価値額が三十億円以下であるものについては、改正後の条例附則第十八条の規定により読み替えられた改正後の条例第六十条第三項第一号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除する。

一 当該事業年度の課税標準付加価値額に、平成二十八年三月三十一日現在における改正前の条例第六十条第三項第一号イに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の課税標準資本金等の額に、平成二十八年三月三十一日現在における改正前の条例第六十条第三項第一号ロに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の改正後の条例第五十八条第一号八に規定する所得（当該所得の金額に千円未満の端数がある場合又は当該所得の金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十八年三月三十一日現在における改正前の条例附則第十八条の規定により読み替えられた改正前の条例第六十条第三項第一号八に規定する税率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

10 改正後の条例第五十六条第一項第一号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に四十億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を二十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除する。

- 11 第一条の規定による改正後の青森県税条例の規定中地方消費税に関する部分は、平成二十七年十月一日以後に事業者（地方税法第七十二条の十七第一号に規定する事業者をいう。以下同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下「所得税法等改正法」という。）第四条の規定による改正後の消費税法（以下「新消費税法」という。）第二条第一項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（新消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。）に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。）に係る地方消費税については、なお従前の例による。
- 12 次項から附則第二十四項までに定めるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであった改正前の条例附則第九条に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下「紙巻たばこ三級品」という。）に係るたばこ税については、なお従前の例による。
- 13 次の各号に掲げる期間内に、改正後の条例第九十六条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率は、改正後の条例第九十八条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。
- 一 施行日から平成二十九年三月三十一日まで 千本につき四百八十一円
 - 二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで 千本につき五百五十一円
 - 三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで 千本につき六百五十六円
- 14 施行日前に改正前の条例第九十六条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（改正前の条例第九十九条第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた紙巻たばこ三級品を施行日に販売のため所持する卸売販売業者等（改正後の条例第九十六条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第一

項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を施行日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を施行日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

15 前項に規定する者は、平成二十七年改正法附則第十二条第三項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、同条第四項に規定する総務省令で定める様式によつて、次に掲げる事項を記載した申告書を平成二十八年五月二日までに、知事に提出しなければならない。

一 所持する紙巻たばこ三級品の本数及び当該紙巻たばこ三級品の本数のうちたばこ税の課税標準となるものの本数

二 前号の課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数により算定した前項の規定によるたばこ税額

三 その他参考となるべき事項

16 前項の規定による申告書を提出した者は、平成二十八年九月三十日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

17 附則第十四項の規定によりたばこ税を課する場合においては、前三項に規定するもののほか、改正後の条例の規定中たばこ税に関する部分（改正後の条例第九十七条から第九十九条まで及び第百条の二の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百条の三第一項	前条の規定によつて申告書	
		青森県県税条例等の一部を改正する条例（平成二十七年七月青森県条例第五十二号。以下この節において「平成二十七年改正条例」という。）附則第十五項の規定によつて申告書

					第百条の三第二項				法第七十四条の二十四項 前条の規定によつて申告納付する 前条		地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下この節において「平成二十七年改正法」という。）附則第十二条第七項の規定により適用される法第七十四条の二十四項
		第百条の四第一項					第百条の二第二項から第三項まで これらの項に規定する申告書の提出期限		地方税法施行規則第八条の五第一項に規定する		平成二十七年改正法附則第十二条第四項に規定する総務省令で定める
		第百一条第一項					法第七十四条の二十四第四項				平成二十七年改正法附則第十二条第七項の規定により適用される法第七十四条の二十四第四項
		第百一条第二項					法第七十四条の二十二第二項				平成二十七年改正法附則第十二条第七項の規定により適用される法第七十四条の二十一第二項
		第百一条の二					第百条の二第二項若しくは第三項 法第七十四条の二十二第二項又は 第二項				平成二十七年改正法附則第十六項 平成二十七年改正法附則第十二条第七項の規定により適用される法第七十四条の二十二第二項又は第二項

<p>第百一条の三</p>	<p>法第七十四条の二十三第五項又は法第七十四条の二十四第四項</p>	<p>平成二十七年改正法附則第十二条第七項の規定により適用される法第七十四条の二十三第五項又は法第七十四条の二十四第四項</p>
---------------	-------------------------------------	--

- 18 平成二十七年改正法附則第十二条第八項の規定による控除又は還付を受けようとする卸売販売業者等は、改正後の条例第百条の二の規定により知事に提出すべき申告書に、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第三十八号）附則第五条第四項に規定するところにより、平成二十七年改正法附則第十二条第八項の返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。
- 19 平成二十九年四月一日前に改正後の条例第九十六条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（改正後の条例第十九条第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下同じ。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第八項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。
- 20 附則第十五項から第十八項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>附則第十五項</p>	<p>前項に 平成二十八年五月二日</p>	<p>附則第十九項に 平成二十九年五月一日</p>
---------------	---------------------------	-------------------------------

附則第十五項第二号	前項	附則第十九項
附則第十六項	平成二十八年九月三十日	平成二十九年十月二日
附則第十七項の表以外の部分	附則第十四項	附則第十九項
附則第十七項の表	前三項	同項及び前二項
附則第十七項の表 第百条の三第一項の項及び第百条の三第二項の項	附則第十五項	附則第二十項において準用する平成二十七年改正条例附則第十五項
附則第十七項の表 第百条の四第一項の項	附則第十二条第七項	附則第十二条第十項において準用する同条第七項
附則第十七項の表 第百一条第一項の項、第百一条第二項の項及び第百一条の三の項	平成二十八年五月二日	平成二十九年五月一日
附則第十七項の表 第百一条第一項の項、第百一条第二項の項及び第百一条の三の項	附則第十二条第七項	附則第十二条第十項において準用する同条第七項
附則第十七項の表 第百一条の二の項	附則第十六項 附則第十二条第七項	附則第二十項において準用する平成二十七年改正条例附則第十六項 附則第十二条第十項において準用する同条第七項

三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき百五十円とする。

22 附則第十五項から第十八項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十五項	前項に	附則第二十一項に
	平成二十八年五月二日	平成三十年五月一日
附則第十五項第二号	前項	附則第二十一項
附則第十六項	平成二十八年九月三十日	平成三十年十月一日
附則第十七項の表以外の部分	前三項	同項及び前二項
	附則第十四項	附則第二十一項
附則第十七項の表	附則第十五項	附則第二十二項において準用する平成二十七年改正条例附則第十五項
第百条の三第一項の項及び第百条の三第二項の項	附則第十二条第七項	附則第十二条第十二項において準用する同条第七項

附則第十七項の表 第百条の四第一項 の項	附則第十五項	附則第二十二項において準用する平成二十七年改正条例附則第十五項
	平成二十八年五月二日	平成三十年五月一日
附則第十七項の表 第百一条第一項の 項、第百一条第二 項の項及び第百一 条の三の項	附則第十二条第七項	附則第十二条第十二項において準用する同条第七項
	附則第十六項	附則第二十二項において準用する平成二十七年改正条例附則第十六項
附則第十七項の表 第百一条の二の項	附則第十二条第七項	附則第十二条第十二項において準用する同条第七項

23 平成三十一年四月一日前に改正後の条例第九十六条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たば

こ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十二項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき二百四円とする。

24 附則第十五項から第十八項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十五項	前項に	附則第二十三項に
	平成二十八年五月二日	平成三十一年四月三十日
附則第十五項第二号	前項	附則第二十三項
	平成二十八年九月三十日	平成三十一年九月三十日
附則第十六項	附則第十四項	附則第二十三項
	前三項	同項及び前二項
附則第十七項の表以外の部分	附則第十五項	附則第二十四項において準用する平成二十七年改正条例附則第十五項
	附則第十二条第七項	附則第十二条第十四項において準用する同条第七項
附則第十七項の表第百条の三第一項の項及び第百条の三第二項の項	附則第十五項	附則第二十四項において準用する平成二十七年改正条例附則第十五項
	平成二十八年五月二日	平成三十一年四月三十日
附則第十七項の表第百一条第一項の項、第百一条第二項の項及び第百一条の三の項	附則第十二条第七項	附則第十二条第十四項において準用する同条第七項

附則第十七項の表 第百一条の二の項	附則第十六項	附則第二十四項において準用する平成二十七年改正条例附則第十六項
	附則第十二条第七項	附則第十二条第十四項において準用する同条第七項

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十三号

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

第一条 青森県県税の特別措置に関する条例（平成十一年七月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「半島振興対策実施地域」を「認定産業振興促進計画区域」に改める。

第一条第五号中「第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域（以下「半島振興対策実施地域」を「第九条の五第一項に規定する認定産業振興促進計画（以下「認定産業振興促進計画」という。）に記載された同法第九条の二第二項第一号に規定する計画区域（以下「認定産業振興促進計画区域」に改める。

第三章第一節の節名を次のように改める。

第一節 認定産業振興促進計画区域における不均一課税

第十五条第一項中「半島振興対策実施地域の区域」を「認定産業振興促進計画区域」に、「製造の事業又は旅館業（下宿営業を除く。）」を「当

該認定産業振興促進計画に定められた次に掲げる事業」に改め、「供する」の下に「施設又は」を加え、同項に次の各号を加える。

一 製造の事業

二 有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であつて半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成七年自

治省令第十六号）第三条に規定するものを行う業種をいう。）に属する事業

三 前号に規定する業種以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により行う半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第四条に規定する事業

四 当該半島振興対策実施地域（半島振興法第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域をいう。）において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造し、加工し、若しくは調理したものを店舗において主に当該半島振興対策実施地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業

五 旅館業（下宿営業を除く。）

第十五条第二項第一号を次のように改める。

一 事業税 認定産業振興促進計画に記載された半島振興法第九条の二第二項第四号に掲げる計画期間（以下この項において「計画期間」という。）

（の初日から平成二十九年三月三十一日までの期間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間、同日前に同法第

二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間、同月三十一日前に同法第九条の七第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る同法第九条の五第

一項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間。以下この項において「対象期間」という。）

に、租税特別措置法第十二条第三項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）又は第四十五条第二項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける前項各号に掲げる事業の用に供する施設又は設備であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下この節において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者が行う事業に対して課する事業税で、個人が行う事業にあつては特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後三年間における各年、法人が行う事業にあつては特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度以後当該事業年度の開始の日から起算して三年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の規定により計算した額に対して課するもの

イ 前項第一号又は第五号に掲げる事業 五百万円（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十八条の九第十三項に規定する資本金の額等が千万円を超え五千万円以下である法人にあつては千万円、同項に規定する資本金の額等が五千万円を超える法人にあつては二千万円）以上のもの

ロ 前項第二号から第四号までに掲げる事業（同号に掲げる事業にあつては、認定産業振興促進計画区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料とするものに係るものに限る。） 五百万円以上のもの

第十五条第二項第二号及び第三号中「公示日」を「計画期間の初日」に改める。

附則第四項（見出しを含む。）中「半島振興対策実施地域」を「認定産業振興促進計画区域」に改める。

附則第五項の見出し中「半島振興対策実施地域」を「認定産業振興促進計画区域」に改め、同項中「半島振興対策実施地域」を「認定産業振興促進計画区域」に、「平成十八年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

第二条 青森県県税の特別措置に関する条例の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第一号の表のイ中「百分の一・五五」を「百分の一・二五」に、「八百万円以下の金額の百分の一・三」を「八百万円以下の金額の百分の一・八五」に、「超える金額の百分の三」を「超える金額の百分の二・四」に、「百分の二・三三五」を「百分の一・八七五」に、「百分の三・四五」を「百分の二・七七五」に、「百分の四・五」を「百分の三・六」に、「百分の二・七二五」を「百分の一・一八七五」に、「百分の四・〇二五」を「百分の三・二三七五」に、「百分の五・二五」を「百分の四・二」に改め、同表のロ中「百分の三」を「百分の二・四」に、「百分の四・五」を「百分の三・六」に、「百分の五・二五」を「百分の四・二」に改める。

第十九条第一項第一号の表のイ中「百分の一・五五」を「百分の一・二五」に、「八百万円以下の金額の百分の二・三」を「八百万円以下の金額の百分の一・八五」に、「超える金額の百分の三」を「超える金額の百分の二・四」に、「百分の二・三三五」を「百分の一・八七五」に、「百分の三・四五」を「百分の二・七七五」に、「百分の四・五」を「百分の三・六」に、「百分の二・七二五」を「百分の二・一八七五」に、「百分の四・〇二五」を「百分の三・二三七五」に、「百分の五・二五」を「百分の四・二」に改め、同表のロ中「百分の三」を「百分の二・四」に、「百分の四・五」を「百分の三・六」に、「百分の五・二五」を「百分の四・二」に改める。

附則第四項中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「百分の一・五五」とあるのは「百分の〇・八」を「百分の一・二五」とあるのは「百分の〇・四五」に、「八百万円以下の金額の百分の二・三」を「百分の一・八五」に、「八百万円以下の金額の百分の一・一五」を「百分の〇・七」に、「超える金額の百分の三」を「百分の二・四」に、「超える金額の百分の一・五五」と、「百分の二・三三五」を「百分の〇・九五」と、「百分の一・八七五」に、「百分の一・二」と、「百分の三・四五」を「百分の〇・六七五」と、「百分の二・七七五」に、「百分の一・七二五」を「百分の一・〇五」に、「百分の四・五」とあるのは「百分の二・三三五」を「百分の三・六」とあるのは「百分の一・四二五」に、「百分の二・七二五」を「百分の二・一八七五」に、「百分の一・四」と、「百分の四・〇二五」を「百分の〇・七八七五」と、「百分の三・三三五」に、「百分の二・〇二五」を「百分の一・二二五」に、「百分の五・二五」を「百分の四・二」に、「百分の二・七二五」

と、「を」を「百分の一・六六二五」と、「に」、「百分の三」とあるのは「百分の一・五五」を「百分の一・四」とあるのは「百分の〇・九五」に改める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第七項の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の青森県税の特別措置に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十五条の規定は、平成二十七年四月一日以後に同条第一項各号に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税について適用する。
- 3 平成二十七年三月三十一日以前に製造の事業又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税については、第一条の規定による改正前の青森県税の特別措置に関する条例第十五条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「半島振興対策実施地域」とあるのは、「半島振興法第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域（以下「半島振興対策実施地域」という。）」とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における改正後の条例附則第四項の規定の適用については、同項中「原子力発電施設等立地地域」とあるのは、「半島振興対策実施地域並びに原子力発電施設等立地地域」とする。
- 5 改正後の条例附則第四項の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 6 改正後の条例附則第五項の規定は、平成二十七年四月一日以後の土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

7 第一条の規定による改正後の青森県税の特別措置に関する条例第十六条第二項第一号、第十九条第一項第一号及び附則第四項の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭